別表十の二(三)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条 の規定による改正前の措置法第68条の98《特別新 事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をし た場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に、 同条第1項に規定する対象連結親法人又は同項に規 定する対象連結子法人ごとに記載し、その対象連結 親法人又は対象連結子法人の法人名を「法人名」の 括弧の中に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額5」に金額の記載 がある場合には、その金額の合計額を別表四の二付 表「加算」の欄に記載します。
- 3 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額

- のうち損金算入された金額に係る部分の金額9」は、 令和2年6月改正前の措置法令第39条の122第2項 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として 出資をした場合の課税の特例》の規定により計算し た金額を記載します。
- 4 「取得日から3年又は5年を経過した特定株式に 係る特別勘定の金額16」は、「特定株式の取得年月 日3」に記載された日が令和4年3月31日以前であ る場合にはその記載された日から5年を経過したと きに、その他の場合にはその記載された日から3年 を経過したときに記載します。